狭山市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

狭山市国民健康保険税条例(昭和29年条例第33号)の一部を次のように改正する。

附則中第18項を第20項とし、第17項を第19項とし、第16項を第18項と し、第15項の次に次の2項を加える。

(特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

16 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条及び第19条の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項(同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用利子等の額(以下この条及び第19条において「特例適用利子等の額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額(」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」と、第19条中「山林所得金額」とあるのは「古しくは山林所得金額」とあるのは「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額がに特例適用利子等の額」と、第19条中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額がに特例適用利子等の額」とする。

(特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

17 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条及び第19条の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第4項(同法第12条第6

項及び第16条第3項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用配当等の額(以下この条及び第19条において「特例適用配当等の額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額(」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額(」と、同条第3項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第19条中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。

附則

- 1 この条例は、平成29年1月1日から施行する。
- 2 改正後の附則第16項及び第17項の規定は、この条例の施行の日以後に支払を受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等若しくは同法第16条第2項に規定する特例適用利子等又は同法第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等若しくは同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る国民健康保険税について適用する。

平成28年11月29日提出

狭山市長 小谷野 剛

## 提案理由

外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律等の改正に伴い、所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。